

公益財団法人川之江奨学会人材確保のための奨学金返還支援制度支援対象者募集要項

公益財団法人川之江奨学会では、地場産業を支える人材となる学生の地元での就職を促進するため、本奨学会から貸与を受けた奨学生が、本制度に登録した企業（以下「登録企業」という。）に就職した場合に、奨学金の返還を登録企業が支援する制度を開始します。

つきましては、本制度の対象となる奨学生を募集いたします。

1. 支援対象者

本制度の支援対象となる奨学生は、次の事項に該当する学生で、現在正規雇用されていない方です。

- (1) 公益財団法人川之江奨学会の奨学金の貸与を受けている高校・大学・短大・専門学校等を令和4年（2022年）3月以降に卒業又は修了予定の者
- (2) 本奨学会に登録した企業に就職する者
- (3) 登録企業が、本制度を利用した採用者として決定した者

2. 対象となる奨学金

公益財団法人川之江奨学会

3. 対象となる就職先

公益財団法人川之江奨学会人材確保のための奨学金返還支援制度に登録した企業

4. 支援制度の内容

(1) 支援の要件

大学等を卒業後、登録企業へ正社員として就職の上、一定期間（貸与を受けた年数と同期間）継続して就業すること。

(2) 支援金の額

支援対象者が貸与を受けた奨学金全額（一部返還している場合は、その残額）

(3) 支援の方法

支援対象者が貸与を受けた奨学金について、登録企業が支援対象者に代わり本奨学会に対し返還を行います。奨学金全額を奨学金総貸与月数で除した額を、支援対象者が登録企業に就業する一定期間（貸与を受けた年数と同期間）で、登録企業が返還支援します。ただし、支援対象者が当該期間を経過する前に離職した場合は、直ちに返還の支援を停止し、支援対象者が残存期間において返還するものとします。

5. 就職活動時の注意

本奨学会へ登録のあった企業をホームページ等で情報提供いたします。登録企業が実施する就職セミナーや説明会等に積極的に参加して、企業の情報を収集してください。

登録企業へのエントリー等、登録企業と連絡を取り合う場合には、「川之江奨学会の奨学生で本制度を希望する」旨を、登録企業の人事担当者に伝えてください。その際に、当該年度における本制度を利用した採用予定の有無等の説明を受けてください。

6. 支援制度の申請手続

本制度への申請については、次の書類の提出が必要です。

- (1) 本人から奨学会へ「借用証書」を提出 ※3月中に奨学会より提出依頼を送付します。
- (2) 本制度を利用する旨を本人から奨学会へ連絡し「奨学金貸与証明書」の発行を申請 ※3月中に必ずご連絡ください。
- (3) 本人から登録企業の人事担当へ「奨学金貸与証明書」及び「公益財団法人川之江奨学会人材確保のための奨学金返還支援申請書」(様式第3号)を提出
- (4) 登録企業から承認を受けた「奨学金返還支援申請書」(様式第3号)及び「在職証明書」を本奨学会へ提出

7. 認定について

提出書類を確認の上、認定の結果を文書で通知します。支援対象者として認定された場合であっても、「4. (1)支援の要件」を満たさなければ支援を受けることはできません。

8. 認定の取消事由

次の事由に該当した場合は、支援対象者の認定を取り消します。

- (1) 申請した登録企業へ就職しなかったとき
- (2) 奨学金の返還が免除されたとき
- (3) 他の自治体等による奨学金返還支援制度を利用したとき
- (4) 登録企業に就職後一定期間(貸与を受けた年数と同期間)を経過する前に離職したとき
- (5) 虚偽の申請を行ったとき

9. 認定内容に変更があった場合(住所、氏名、就業の状況等)

- (1) 本人から登録企業の人事担当へ「公益財団法人川之江奨学会人材確保のための奨学金返還支援対象者認定内容変更届」(様式第4号)を提出
- (2) 登録企業から承認を得た「返還支援対象者認定内容変更届」(様式第4号)を本奨学会へ提出

10. 認定を辞退する場合

- (1) 本人から登録企業の人事担当へ「公益財団法人川之江奨学会人材確保のための奨学金返還支援対象者認定辞退届」(様式第5号)を提出
- (2) 登録企業の承認を得た「返還支援対象者認定辞退届」(様式第5号)を本奨学会へ提出

11. 辞退後の手続

一定期間(貸与を受けた年数と同期間)を経過する前に離職したときは、退社日の属する月までしか返還支援制度を受けることができません。登録企業が既に返還した奨学金について本人から登録企業への返還の必要はありませんが、残存額については本奨学会への返還が直ちに開始されます。

- (1) 本人から奨学会へ「償還明細書(支払方法を記載)」を提出 ※奨学会より送付依頼します。
- (2) 残存期間(奨学金の貸与を受けた期間の2倍の期間)内に返還

12. 問合せ先

〒799-0497 四国中央市三島宮川4丁目6番55号

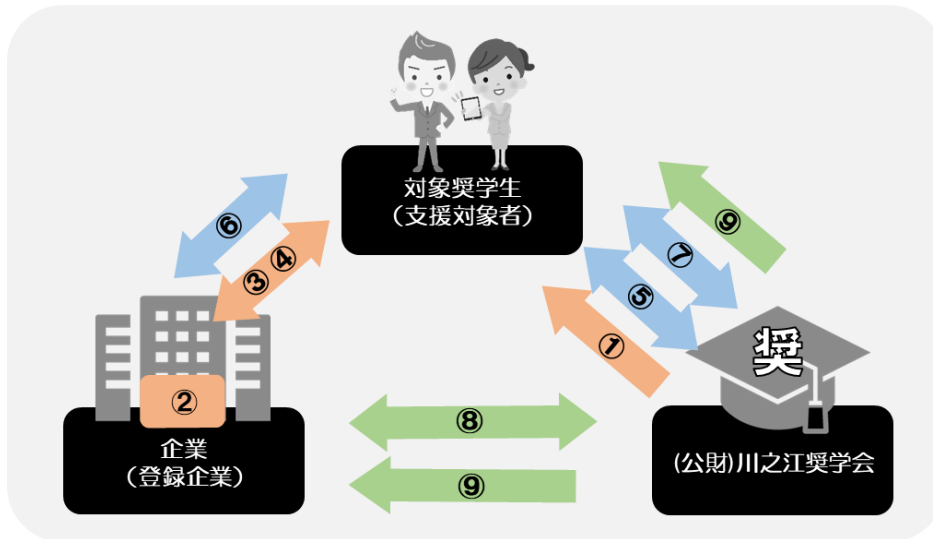
公益財団法人川之江奨学会事務局

(四国中央市教育委員会 教育総務課内)

TEL : 0896-28-6044 FAX : 0896-28-6060

E-mail : kawanoe-shougaku@city.shikokuchuo.ehime.jp

■制度利用の流れ



No.	どこからどこへ	内容	申請に係る書類		
			返還支援申請書 (様式3号)	奨学金貸与 証明書	在職証明書
就職まで	①	奨学会 → 奨学生 登録企業の公表 ・ 随時ホームページで公表 ・ 奨学生全員に毎年登録企業一覧の送付	—	—	—
	②	企業 次期(次年度)採用計画等の検討・決定 ・ 本制度を利用した採用予定の有無、人数等の検討・決定	—	—	—
	③	企業 ↔ 奨学生 採用・就職活動 ・ 就職活動時に本制度を利用したい旨を伝える。企業は、本制度を利用した採用予定の有無等、奨学生に説明する。	—	—	—
	④	企業 ↔ 奨学生 内定・就職	—	—	—
申請・認定	⑤-1	奨学生 → 奨学会 本制度を利用する旨の連絡。 (本制度を利用した採用の内定後)			
	⑤-2	奨学会 → 奨学生 様式等の郵送	送付	送付	
	⑥-1	奨学生 → 企業 申請書の承認依頼 ・ 申請書を記入し、企業に承認依頼	本人が必要事項を記入し提出	提出	
	⑥-2	企業 → 奨学生 申請書の承認 ・ 企業が承認した申請書を奨学生に返却	企業が承認し奨学生へ返却		発行(企業任意様式)
	⑦-1	奨学生 → 奨学会 申請書の提出 ・ 企業より返却された申請書等を奨学会に提出	提出		提出
	⑦-2	奨学会 → 奨学生 支援対象者認定通知書の郵送			
返還	⑧-1	奨学会 → 企業 返還納付書の発行	—	—	—
	⑧-2	企業 → 奨学会 奨学金の返還	—	—	—
	⑨	奨学会 → 奨学生・企業 全額返還後、完済通知を郵送	—	—	—